

第X章 史跡飯田古墳群の整備

1 節 整備の方向性

本節では、第VI章3節の現状と課題、第VII章の大綱を踏まえ、史跡の保存活用にあたって必要となる整備の方向性を示す。

●史跡飯田古墳群の確実な保存を図るための整備

史跡飯田古墳群の本質的価値を確実に保存するために必要な応急措置や復旧等の整備を図る。整備にあたっては、遺構の状態を確認するための発掘調査を必要に応じて実施する。

●史跡飯田古墳群を円滑に活用するための整備

史跡飯田古墳群の本質的価値を発信するために必要な施設等の整備を図る。整備にあたっては、史跡の価値を明らかにするための発掘調査を実施する。

2 節 整備の方法

前節で示したように、保存のための整備は各古墳の特性や現況に応じて行う必要があり、活用のための整備は史跡飯田古墳群全体の活用を見据えた上で行う必要がある。

整備は、墳丘や石室の崩落等緊急性がある場合を除いては、各古墳の土地利用や周辺環境、整備にあたって実施する発掘調査の成果、さらには公有地化や追加指定の進捗等を勘案すると長期的な取組となることから、具体的な整備の構想、技術的手法等の詳細な計画については、整備基本構想・基本計画で示すものとする。ここでは、「保存のための整備」と「活用のための整備」についての基本事項を示す。

なお、整備にあたっては、土地所有者等関係者、文化庁・長野県教育委員会と事前に十分に協議する。また、必要に応じて史跡専門委員会を設置し、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

1. 保存のための整備の方法

保存のための整備とは、史跡の本質的価値を確実に保存するために必要な整備を指す。主には、史跡の管理に必要な施設の設置、経年変化や災害等によって生じた史跡のき損等に対して行う整備がある。

なお、整備は史跡の保存に配慮したものとするが、史跡指定地の土地利用や史跡周辺にも配慮が必要であることから、土地所有者等関係者とも十分に協議する。

(1) 管理に必要な施設の設置

法第115条により、史跡の管理団体による設置が定められている管理に必要な施設を設置する。具体的には、史跡の所在を示す表示（標識等）、史跡として保護する範囲を示す表示（境界標等）、史跡指定に関する事項の表示（解説板等）、管理上必要な囲い等がある*。

各古墳に設置してある解説板については当面現状維持とするが、整備基本計画で史跡全体のサイン計画が決まった段階で改修を検討する。また、標柱、土地境界標は未設置であり、優先的に設置する。

* 「史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則」による。

(2) 予防措置、応急措置、復旧等

第IX章4節で述べたように、史跡のき損等に対する措置としては、き損等を未然に防ぐための予防措置、き損等の進行を抑えるために行う応急措置や復旧等整備がある。

史跡の維持管理の一環として、定期的に現況調査（定点観察）を行うことで経年変化の把握に努め、必要に応じて予防措置、早急な対応が必要となるき損等が確認された場合は、拡大防止等の応急措置を講ずる※。さらに、き損等の程度により、史跡の保存と安全性等を勘案し、必要性が高い箇所については復旧等整備を行う。主に、墳丘盛り土の流出や開口する横穴式石室の崩落等に対する整備が想定される。整備方法は、現況調査の結果を基に検討するが、状況に応じて遺構の遺存状態や構造を把握するために発掘調査を実施する。第IX章で示したように史跡の現地公開を進めるにあたって、見学者の安全を確保するためにも必要な整備であるといえる。

※ 「維持の措置」、「非常災害のために必要な応急措置」に該当する措置は現状変更等の許可申請が不要であるが、内容によっては現状変更等の許可申請が必要となる場合がある（第VIII章3節参照）。

2. 活用のための整備の方法

活用のための整備とは、史跡の積極的な活用を図るために行う整備で、主に環境基盤整備や遺構復元・遺構表示等、公開・活用に係る施設等の設置がある。

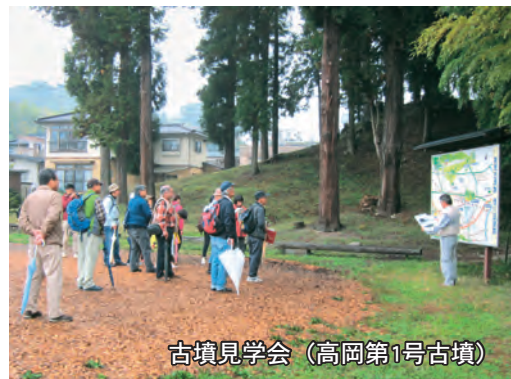
以下に、史跡飯田古墳群で想定される整備の方法を示すが、具体的な整備の計画・手法等については整備基本構想・基本計画の中で示すものとする。

(1) 古墳の整備

史跡飯田古墳群の整備方法としては、神社や墓地としての利用を考慮して現状の土地利用との調整を図りながら現状保存で現地を公開する場合と、史跡の本質的価値を視覚化するために復元整備や遺構表示等を行う場合とが考えられる。

前者は、史跡の現地公開を図り、土地利用や公開に伴う史跡への影響を軽減するために行うもので、墳丘に上がる見学路の確保等も含まれる。なお、見学者等来訪者の安全にも配慮したものとするため、前項で述べた保存のための整備（復旧等整備）も踏まえて行う必要がある。

後者は、墳丘・石室等の遺構復元整備や地下に埋蔵されている周溝の遺構表示等で、史跡の本質的価値を表示するものであるため、整備は発掘調査の成果に基づいて行う必要がある。なお、周溝部分は現状では平坦であることから、史跡見学や史跡を活用したイベントの開催等の利用が考えられる。そのため、地下の遺構に配慮した上での多目的活用も考慮に入れる。



古墳見学会（高岡第1号古墳）

写真30 多目的活用事例

(2) 活用に必要な施設等の整備

史跡の価値を伝え、見学者の利便性を確保するために行う施設等の整備である。施設等としては、史跡に関する情報を提供する説明板・案内表示等、古墳相互の見学を誘導するための周遊路等の施設整備、トイレ・駐車場等の便益施設、ベンチや四阿等の休憩施設、普及公開施設（情報発信施設）等が考えられる。

施設等の整備にあたっては、本史跡が広範囲に分布すること、地域と連携した活用を踏まえて、近隣にある公共施設や公共交通機関の利活用、各地区自治振興センターや公民館、飯田市美術博物館、飯田市上郷考古博物館、飯田市考古資料館等の既存の社会教育施設の利用も視野に入れる必要がある。

さらに、以上のようなハード面での整備だけでなく、現地での利用が可能な情報発信ツール等ソフト面での整備も検討する。